

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三十三号

昭和二十二年十二月鳥取縣條例第三八号縣立學校授業料徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立學校授業料徵收條例中改正條例

第二條中「式千零百六拾円」を「參千六百元」に「七百円」に改め左の一項を加える。

就學困難な生徒については前項の規定に拘らず授業料の一部又は全部を減免することができる。

第九條 削除

附則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

規則

◇鳥取縣規則第二十九号

昭和二十二年政令第三百二十七條地方公共團體手数料令に基き鳥取縣林業關係登録手数料徵收規則を次のように定める。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業關係登録手数料徵收規則

第一條 昭和二十三年農林省令第三十号木材業者及び製材業者登録規則、昭和二十三年農林省令第七十三号薪炭需給調整規則並びに昭和二十四年農林省令第十六号加工炭需給調整規則により登録票の交付を受けた者は、この規則の定めるところにより手数料を納付しなければならぬ。但し、登録票の亡失等による再交付の場合

昭和二十四年四月二十六日
第二千五百号 火曜日

本報ノ大キキハ國定規格A57用

鳥取縣公報 毎週 隔日発行 (休日ノ替) 昭和二十四年四月二十六日 (昭和二十四年四月十五日) 第三千五百号

合はこの限りでない。

第二條 登録手数料の金額は次の通り定める。

- 一、木材業者登録手数料 一票につき 千円
 - 二、製材業者同 同
 - 三、薪炭指定業者登録票交付手数料同 同
 - 四、同 卸売同 同 五百円
 - 五、同 小売同 同 二百円
 - 六、加工炭販売業者登録手数料 同 三百円
- 第三條 登録手数料は登録票の交付を受けたときにこれを納入しなければならない。

附則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣規則第三十号

鳥取縣職員の停年に関する規程を次のように定める。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員の停年に関する規程

第一條 鳥取縣職員(以下職員という)の停年は原則として満五十五才とする。

第二條 この規程で職員とは縣に勤務する吏員、嘱託員、雇員、傭人及び工員をいう。

第三條 特殊技能を有する者又は重要事務に従事し成績優秀の者で知事が特に必要と認めるときはこの規程にかかわらず期間を定めて在職させることができる。

附則

第四條 この規程は昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

第五條 この規程適用の日に満五十五才となつていゝものについては、昭和二十四年六月三十日まで、昭和二十四年六月三十日までに満五十五才となる者については、同年八月三十一日まで、それぞれその在職を延長することができる。

◇鳥取縣規則第三十一号

鳥取市西品治六七〇ノ二 田辺秀治方 豚コレラ予防のため家畜傳染病予防法第十六條第一項の

00264

規定により、当分の間次の地を發し又は通過した豚及びその他病毒傳播の虞ある物品の移入を禁止する。但し汽車又は自動車に搭載のまま同地方を通過したことを証する官公署の証明のあるものはこの限りでない。この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 東京都足立区 世田谷区
- 香川縣高松市
- 愛媛縣新居浜市
- 兵庫縣養父郡

告 示

◇鳥取縣告示第二百一十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名

鳥取市西品治六七〇ノ二 田辺秀治方

中 村 秀 松

一、建築物の位置

鳥取市西品治六七〇

一、同 用途

住宅(二戸建)

一、同 構造

木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模

建築面積 七〇、〇平方米 突出する部分 同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前項の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人を譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可事項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡しを受けたる者も前各項に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二〇二號

農業災害補償法第十四條並びに第百十五條及び第百十六條の規定に基き家畜の疾病傷害共済に対する共済金額を次のように改訂し疾病傷害共済における点数表による一点の價格を次のように定め昭和二十四年度からこれを適用する。但し共済掛金率は昭和二十三年三月三十日鳥取縣告示第四百四十二号による。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、共済金額

共済目的

疾病傷害共済金額

備考

牛

五〇〇円

馬

一、〇〇〇円

山羊

三〇〇円

綿羊

三〇〇円

種豚

三〇〇円

二、疾病傷害共済にかける点数表による一点の價格を四拾円とする。

昭和二十四年四月二十六日印刷

昭和二十四年四月二十七日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

発

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣告示第二〇三號

農業災害補償法第十四條及び第百十五條の規定に基き死亡廢用共済金額を次のように改訂し昭和二十四年度からこれを適用する。但しその他死亡廢用共済金額並びに共済掛金率及び賦課率は昭和二十四年四月五日鳥取縣告示第四百六十四号による。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、死亡廢用共済金額

その他の牛八、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円に改める。

鳥取縣告示第二〇四號

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保險を行う村 二、條例制定の認可年月日 氣高郡大和村 昭和二十四年四月十八日

東郷村 同

発

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町